

## 第10回浦安市廃棄物減量等推進審議会議事録

1. 開催日時 平成15年9月29日(月) 午前10時～午前12時

2. 開催場所 文化会館中会議室

3. 出席者

(委員)

横山会長、服部副会長、小暮委員、神子委員、藤森委員、原委員、吉村委員、風巻委員、大塚委員、小林委員

(事務局)

村瀬部長、中村次長、押尾課長、永井課長、上林課長補佐、岡崎係長、峰崎係長、加藤副主査、吉泉副主査、平林副主査

4. 議題

(1) 第9回審議会の審議内容確認

(2) 答申書の作成について

(3) 指定袋の認定基準(案)の説明

(4) 環境基本条例の報告

5. 議事の概要

(1) 第9回審議会の審議内容確認

答申書(案)について

- ・ 導入年度記載がない。
- ・ 今まで市が行ってきた施策を載せるべきである。
- ・ 「経済的インセンティブ」の表現がわかりにくいいため変更する。

以上の点を修正し、答申書(案)の作成をする。

- ・ 認定基準において、レジ袋を認定しない規定が必要となる。

【決定事項】 9月の第10回審議会で答申書を作成し、10月に答申書を提出する。

(2) 第10回審議会の審議内容

【決定事項】

第9回審議会で審議された答申書(案)の修正部分を確認した。

答申書中に、「その他紙製容器包装ごみ」・「その他プラスチック容器包装ごみ」の識別表示などの国への要望事項を記載する。

認定基準（案）について、可燃ごみ等とくらべ認知の低い「その他紙製容器包装ごみ」・「その他プラスチック容器包装ごみ」の識別表示を大きく指定袋に表示する。

諮問「一般廃棄物収集にかかる指定袋の導入について」の答申書を10月の中旬頃に市長に提出する。

## 6. 会議経過

事務局より、先に配付している第10回審議会の資料について説明をおこなった。

### ● 事務局（資料の説明）

（1）第9回審議会の審議内容確認。（上記の議事概要内容）

（2）今後、審議する事項

前回、審議された事項について修正をした答申書（案）を確認し、答申書の作成をおこなう。

### ● 会長 答申書(案)の修正箇所を確認します。

### ● 事務局 答申書（案）について、P. 2『1.はじめに』の12行目から、これまで市が行ってきた施策、取り組み状況を載せてあります。

『2.指定袋の導入について』の部分では、P. 6の8行目から14行目について、小口排出事業者の説明の変更をしています。

『指定ごみ袋制度導入の具体的事項』部のP. 8『排出者名の記入』については、当初「不用」のみの記載でしたが、家庭系一般廃棄物は不用であるが、小口排出事業者記名が必要であるため変更してあります。

P. 9の『導入時期』について「(平成17年度)」と加入しました。

P. 10の10行目についてクリーンセンターに直接持ち込まれる廃棄物について、「家庭系の廃棄物」と訂正しました。

### ● 事務局 資料の認定基準（案）について説明。

### ● 会長 これから、答申書（案）についてご意見を頂きます。9回審議会により、今回訂正をした箇所、またその他の箇所についても意見ををお願いします。

### ● 会長 それでは、変更箇所について2ページの12行目から、これまで市が行ってきた施策、取り組み状況が加えられています。この内容について、ご意見ををお願いします。

### ● 会長 事務局へ質問があります。3ページの「活動を実践しています。」という『活動』という言葉は行政が、実施する事に対して適当な言葉ですか。

### ● 事務局 「活動」で差し支えはないと考えます。

- 会長 各訂正内容について、意見はありますか。
- 審議委員 『5. 導入時期』の箇所、国に対して容器リサイクル法の問題点を提起することを盛り込むとしたはずですが、その点の記載が無いようです。
- 事務局 法律の整備・運用等の環境整備について盛り込むことを、今までの「答申書」に記した例がありません。県等を通じて国に当審議会の意見を申し出する事もでき、この答申書に載せるべき事項かを再度の議論をお願いします。
- 会長 答申書に内容を盛り込み市から国へ提言するか、市が県を通して意見を述べる場所があればそこで提言するかになります。
- 事務局 廃棄物行政一般に関し、年1、2回定期的に千葉県から市町村に要望書の提出を求められる機会があります。その機会を通じて県を通して国に意見を提出することは可能です。
- 会長 どちらが、実効性があるかは考えなくてはならないかと思います。
- 審議委員 この内容がでた背景として、「その他プラスチック製容器包装ごみ」や「その他紙製容器包装ごみ」の識別表示だけでは（マテリアルリサイクル・サーマルリサイクルの）識別が出来ず、住民が困らないように国へ提言するとした内容でした。  
国への提言が、答申書に載せず、現場（行政）の申し出で出来るのなら載せる必要はないと思う。
- 事務局 行政として、県を通し国へ要望しなければならない事項だと考えています。先ほど事務局より審議をお願いした内容は、要望を答申書の「本文」に載せるべきか、別に答申の際に「審議会として要望書」を申し添えるか形式の問題の審議をお願いしたところでした。
- 会長 今まで何回も審議してきたことですので、加えたほうが良いと考えますが、どうでしょうか。
- 審議委員 方法の選択は、結果としてどちらが早く実行できるかの問題だと思います。
- 事務局 実効性としては、どちらも提言することには変わりはないと思います。答申書の中に記載することは、審議会として姿勢を示すことになると思います。
- 会長 いろいろな方法を使い国へ提言したほうがよいと考えますので、答申書の中に記載したほうがよいと考えます。
- 審議委員 賛成です。
- 審議委員 「プラスチック容器包装製ごみ」等のリサイクルについて1億円相当の経費がかかると先日の審議会で説明を受けた。市民の税金で賄われるわけだが、法制が整備されていないために、リサイクルラインに乗せてもマテリアルリサイクルされる

ことが少ない状況を答申書に記載し、識別表示についての要望を載せる必要がある。

過去に答申書に国への申し出が書かれたことがあるか、無いかは関係がない。

- 審議委員 9ページの導入のところに、それらしき事が記載されていますが、「その他紙製容器包装ごみ」・「その他プラスチック容器包装ごみ」の識別表示等の現在の問題点を1行でも2行でも記載すべきである。
- 会長 審議会としては、答申書の『6.実施にあたり考慮すべき事項』中に、「その他紙製容器包装ごみ」・「その他プラスチック容器包装ごみ」の識別表示などの国への要望を記載することにします。

この答申書の記載については、今回10回目（最終の審議会）であり、会長と事務局に一任いただきたいと思います。内容は、審議委員に送付します。

- 会長 その他について、疑義・意見が無いようですので答申書については、『6.実施にあたり考慮すべき事項』に識別表示等の国への要望を加え決定いたします。
- 会長 次に先ほど説明のありました「認定基準（案）」について意見があればお願いします。現在の（案）でも当審議会の意見が大分反映されているようです。

この指定袋に記載する内容（デザイン等）は、決定ではないですね。

- 事務局 （案）であり決定ではありません。デザイン等についてもイメージを載せています。
- 審議委員 「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」の名称は定着しているが、「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」については、名称の認知度が低い。

『プラスチック』『紙』という文字を大きくするなどし、ビーンズ計画のキャラクター『くるんちゃん』の横に識別表示マークを大きく記載し、子どもにもわかるようにする必要があります。

- 事務局 「その他プラスチック製容器包装ごみ」「その他紙製容器包装ごみ」の識別表示を大きく記載し作成するようにします。
- 会長 審議内容は、これで終了し事務局より連絡等をお願いします。
- 事務局 10月1日より施行されるパソコンリサイクル法の家庭用パソコンのリサイクルに対する浦安市の姿勢説明をする。
- 事務局 次に9月議会で可決されました「浦安市環境基本条例」について環境保全課長より説明します
- 環境保全課長 「浦安市環境基本条例」の概要について説明をおこなう。
- 会長 今の説明で「環境基本計画」を作成するにあたり当審議会より意見を述べる機

会がありえるということです。

- 事務局 「指定袋の導入について」全10回にわたり活発なご審議をご協力ありがとうございました。

答申書は、今回の審議会で指摘のあった事項を修正し、10月の中旬頃に市長に提出を予定しています。

7. 傍聴者 0名